

死刑廃止と聖書の教え

報復思想の克服

死刑の起源は古い。旧約聖書によれば、「人の血を流す者は、人によって自分の血を流される」（創世記9・6）とあり、これを殺人者に対する神の「報復」であるとしている。この法制化が、ハムラビ法典あるいはモーセ律法にある「タリオの法」（lex talionis）で「命には命、目には目、歯には歯……をもって償わねばならない」（出エジプト21・23）と規定されている。

タリオすなわち「同害報復」の思想こそ、これによって初めて社会正義が貫通し、世の秩序が保たれるのであって、およそ法律というものの基礎をなす大切な考え方である。とすれば、極刑である死刑は、刑罰の中心ないしは基盤をなすものであって、およそ人間が共同体を形成して生きていく時の必須の制度であるということになる。

死刑廃止に対する最大の反論の一つに、被害者感情を尊重せよということがある。加害者が正當に罰せられなければ、被害者は浮かばれない。人を殺せば、その人も殺されるのは当然ではないかということである。もう一つは、死刑制度がないと凶悪犯罪がふえるのではないかという心配であろう。確かに、この頃のように残酷な事件が続発すると、そう考えるのも理由のないことではない。

死刑廃止を主張するとき、こうした反対論にはよく耳を貸さなければならない。しかし、つまるところ、死刑制度はその根元を「報復の思想」に置いているのである。くり返して言うが、報復の思想すなわち「正義」は大切である。これなくして、人は共に生きていくことはできない。それにもかかわらず、報復はどこまでも報復であって、それだけでは決して真の正義にはならないのである。報復は必ず報復を呼んで、とどまるところはない。

そこには、人と人が共に生きようとする時に直面する、さまざまな深刻な問題に対する究極の解決はない。

それゆえにこそ、イエスはタリオの法を揚棄して、「悪人に手向ってはならない、敵を愛しなさい」（マタイ5・39、44）と教えられ、自ら無抵抗・非暴力に生きられたのである。パウロもまた、「愛する人たちよ、自分で復讐せず、神の怒りに任せなさい。『復讐はわたしのすること、わたしが報復する』と主は言われる」（ローマ12・19）と勧めたのである。

死刑廃止の思想の根底には、聖書のこの「報復思想の克服」がある。

共同体全体の責任

人が死刑にあまり関心を示さないのは、一つには、それが私どもの目に触れないのはもちろん、そのニュースに接することもめったにないからであろう。しかし、死刑はそもそもそのように行なわれるものであってよいのだろうか。

旧約聖書によると、古代イスラエルでは「石打ちの刑」が普通に行なわれる死刑の方法であった。殺人、背教、冒瀆、姦淫などによって死罪に定められた者は、町の外に引き出され、穴に投げこまれる。すると証人の二人が手始めに、続いて町の住民全員が次々と、石を投げつけて犯罪者を殺したという。

これはいわゆる公開処刑であるが、公開処刑という人はずいぶん野蛮なことと考えるかも知れない。しかし、実は公開処刑こそ、処刑の本来のあり方なのである。なぜなら、処刑に自ら参加する（立ち会う）ことによって、その犯罪者の罪責は本来その共同体の構成員全員が共同に負うべきものであることを、身をもって明確に自覚させられるからである。旧約聖書は「町の住民は皆で石を投げつけて彼を殺す」（申命21・21）、「共同体全体が彼を石で殺す」（レビ24・14）と定めている。イエスが欺かれて、姦通の女の処断を迫られた時、あなたたちの中で罪を犯したことのない者が、まず、この女に石を投げなさい

い」(ヨハネ8・7)と言われたのも、同じ趣旨であろう。

いまの時代にこれを実行することは不可能だし、妥当だとも思わないが、公開処刑には、このような厳粛な意味があることを考えてみるべきではなかろうか。それは決して単なる見せしめではないのである。死刑の執行が政府(司法当局)に委ねられてしまっている現代の状況では、国民はそれだけで死刑の正当性を寄認してしまい、したがって関心もうすれ、まして被害者、加害者、その家族、受刑者、執行者など関係者の苦痛を感じることもなくなってしまう。国(共同体)が民主主義体制であればあるほど、本来そうであってはならないのである。まして日本のような死刑執行の秘密主義は、民主主義国家にあっては許されるはずもない。

こう考えてみれば、共同体全体が処刑に立ち会うことが事実上不可能であり、その構成員に上述のような意識も責任感も失われてしまっているような現代社会においては、すでに死刑はその正当性も有効性もなくなってしまうのだ、と言わねばならない。

人権と平和との関係

死刑には、私ども現代人が忘れてはならない次のような一面もある。それは「良心囚」の問題である。良心囚とは、政治的、宗教的その他の信条、信念のために、権力(政府)によって不当に逮捕、拘禁、投獄されている囚人のことである。彼らには、しばしば悪意的な死刑の判決が下される。普通の犯罪で死刑になることは稀であるが、良心囚の場合は実に多量に(人でなく物としてのよう)に処刑されることが多い。

さらに、良心囚の場合は拷問の問題も合わせて考える必要がある。20世紀も終わろうとしているいま、拷問はかつてないほどさかんであるという。拷問は最も卑劣で非人間的な行為のひとつであるが、これは死刑制度とふかく関わることなのである。

現代の日本は、幸いと言わなければならないか、政治犯とか拷問といったものとまず無縁の、比較的安定した社会である。

そのためもあってか、日本人の人権意識は決して高いとは言えない。アムネスティ・インターナショナルの年次報告では、日本政府は毎年死刑廃止を勧告されているが、日本人はもう少し物事を地球規模で考え、国際的な人権擁護の観点に立って、死刑廃止や良心囚救援の問題にも関心をもつべきではなかろうか。

もう一つ死刑廃止に深く関わる現代的課題は、言うまでもなく平和の問題である。

十戒の第六戒「殺してはならない」（出エジプト20・13）は、共同体の中での殺人を禁じたもので、死刑や戦争は含まれないとも論じられる。しかし、殺人を戒める根拠は、どこまでも人のいのちは神の所与であり（創世2・7）、人は神の像であるということにある（創世9・6）イエスはこの戒律を徹底して、人の内面の怒りや嘲りをも殺人と同罪であると断じ、「あなたを訴える人と一緒に道を行く場合、途中で早く和解しなさい」（マタイ5・21-25）と勧められた。彼はまた、師を守ろうとして敵に打ちかかった弟子を戒めて、「剣を取る者は皆、剣で滅びる」（マタイ24・52）と教えられた。これが「わたしたちの平和」（エフェソ2・14）であるイエスの平和主義である。

「正義」を行なうべき国家は、その国権によって人を殺すこと（戦争）も、あるいはその司法によって人を殺すこと（死刑）も、決してしてはならない。人のいのちは人のいのちによってしか贖われない程に、尊いものだからである。死刑廃止を願う心は、非暴力・平和の心であり、そこに現出すべき静謐で平穏な世界である。

（無教会・アコア聖書集会）

（所載）『死刑廃止とキリスト教』新教ゴイノニア14

1994年1月 新教出版社